

よくある質問(医療機関等のみなさま)

PMHとは

デジタル庁が開発する「自治体と医療機関等をつなぐ情報連携基盤」のことであり、今回の松山市における先行実施においては、松山市と各医療機関等のシステム改修を行うことで、マイナンバーカードでの福祉医療費助成の資格情報の確認が可能となります。

(イメージ)



メリットについて

受給者証情報の手入力事務の削減ができ、最新の資格情報の確認に係る事務負担を軽減できます。また、正確な資格情報に基づき請求を行えるようになるため（資格過誤請求が減少）、医療費の請求に係る事務負担を軽減できます。

今回の先行実施事業に応募した理由は

現在、国は医療DXを進めていくうえでマイナ保険証への切り替えを促進しており、これに加えて受給者証や診察券との一体化についても令和8年度から全国実施予定としています。今後、医療機関等の中で受給者証の一体化を積極的に実施したいという声があった場合に、PMH対応ができないということが起こらないよう、松山市として環境整備を先に終わらせておくため先行実施事業に応募し採択されました。

医療機関等側としては今回の松山市の事業に併せてシステム改修を行わないといけないのか
松山市として、まずはPMH環境の整備を目的としているため、従来の紙の受給者証は今後も引き続き発行します。そのため、現時点で医療機関等側のシステム改修は任意であり、改修を行わない場合は従来の紙の受給者証を確認してご対応をお願いします。

マイナンバーカードを患者様が持参しないとPMH連携できないのか

PMHによる松山市福祉医療費助成の資格確認を行うには、現在、マイナンバーカードの読み取り機による認証が必須です。そのため、マイナンバーカードを持参していない場合には、PMH連携ができないため、従来の紙の受給者証を確認してご対応をお願いします。

マイナ保険証の登録をしていないとPMH連携できないのか

令和6年10月通知にて「保険証の情報連携システムであるオンライン資格確認とPMHの情報連携システムは異なるため、マイナ保険証の登録をしていなくても福祉医療費助成のみの対応は可能です。」と愛媛県内医療機関等へお知らせしておりましたが、その後、マイナ保険証の登録が必要とデジタル庁より通知がありました。受診対応時にマイナ保険証の登録をしていない患者様が、PMHをご利用したいと申し出た場合には、マイナ保険証の利用登録をご案内ください。なお、PMHを利用するための患者様の申請は不要です。

今回のシステム改修に対するデジタル庁の補助金申請は松山市以外の医療機関等でも対象か
医療機関等の所在地の自治体が今回のPMH先行実施事業に参加していても、公費負担医療や地方単独医療費助成のPMH連携に必要な改修を行う場合は補助対象となります。

デジタル庁の補助金の条件や内容の詳細について確認したい

デジタル庁の補助金となるため、補助金の内容や改修に関する詳しい情報は、貴院等の担当レセコンシステムベンダーやコールセンターへご相談ください。

※お問い合わせ先はこのホームページをご参照ください。